

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険給付 <ul style="list-style-type: none"> ・公金受取口座情報利用の際は次の手順により行う。 1 公金受取口座登録: 住民が、国(デジタル庁)に口座情報を事前登録 2 給付申請(+利用意志表示): 住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示 3 口座情報取得: 情報提供NWSIによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得 4 支給手続き: (取得した情報を元に)公金受取人口座に振込を実施 ②資格管理 <ul style="list-style-type: none"> ③保険税の賦課・徴収・還付 <ul style="list-style-type: none"> ・還付が発生した際、公金受取口座を利用する場合は、マイナポータルに登録された「公金受取口座」を国の情報提供ネットワークシステムを経由して確認する。 ④納税証明書の発行 ⑤保健事業 ⑥資格継続業務 ⑦高額多数該当回数情報引継業務 ⑧オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供
③システムの名称	国保標準システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、課税台帳情報ファイル、給付情報ファイル、納付情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表24の項、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>

②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」が、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が、第4欄(利用特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、38、137、141の項) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項) ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長又は国民健康保険組合」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(69の項) ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長又は国民健康保険組合」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(70の項) ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(71の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民保険課、総務部 税務課
②所属長の役職名	市民保険課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、国保事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28、42、43、44、45、46の項)	<p>「番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(11 12 14 15 17 22 78 97 106 109 116 120の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28、42、43、44、45、46の項)	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p>	事後	
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28、42、43、44、45、46の項)	<p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月19日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 ⑤資格継続業務 ⑥高額多数該当回数情報引継業務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	平成30年度制度改正に伴い、市と国保連合会の間において、特定個人情報を含む視覚情報の連携が必要なため
平成29年5月19日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	平成30年度制度改正に伴い、市と国保連合会の間において、特定個人情報を含む視覚情報の連携が必要なため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月3日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 ⑤資格継続業務 ⑥高額多数該当回数情報引継業務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 ⑤資格継続業務 ⑥高額多数該当回数情報引継業務 ⑦オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認の運用開始により連携が必要なため
令和2年6月3日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認の運用開始により連携が必要なため
令和2年6月3日	3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認の運用開始により連携が必要なため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月3日	<p>4.情報提供ネットワークシステム情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(11 12 14 15 17 22 78 97 106 109 116 120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・番号法附則第6条第4項</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(11 12 14 15 17 22 78 97 106 109 116 120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p>	事前	令和3年3月からのオンライン資格確認の運用開始により連携が必要なため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・番号法附則第6条第4項</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(11 12 14 15 17 22 78 97 106 109 116 120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・番号法附則第6条第4項</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(11 12 14 15 17 22 78 97 106 109 116 120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p>	<p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 ⑤資格継続業務 ⑥高額多数該当回数情報引継業務 ⑦オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 ⑤資格継続業務 ⑥高額多数該当回数情報引継業務 ⑦オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和3年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月7日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。</p> <p>・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③納税証明書の発行 ④保健事業 ⑤資格継続業務 ⑥高額多数該当回数情報引継業務 ⑦オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。</p> <p>・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 保険給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金受取口座情報利用の際は次の手順により行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公金受取口座登録:住民が、国(デジタル庁)に口座情報を事前登録 2 給付申請(+利用意志表示):住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示 3 口座情報取得:情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得 4 支給手続き:(取得した情報を元に)公金受取人口座に振込を実施 <p>②資格管理 ③保険税の賦課・徴収 ④納税証明書の発行 ⑤保健事業 ⑥資格継続業務 ⑦高額多数該当回数情報引継業務 ⑧オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和5年12月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)</p> <p>番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条</p> <p>国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(11 12 14 15 17 22 78 97 106 109 116 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	<p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 9 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17 22 88 97 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第15条、第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	<p>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。</p> <p>・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①保険給付、資格管理</p> <p>②保険税の賦課・徴収</p> <p>③納税証明書の発行</p> <p>④保健事業</p> <p>⑤資格継続業務</p> <p>⑥高額多数該当回数情報引継業務</p> <p>⑦オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。</p> <p>・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。</p> <p>・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>① 保険給付</p> <p>・ 公金受取口座情報利用の際は次の手順により行う。</p> <p>1 公金受取口座登録:住民が、国(デジタル庁)に口座情報を事前登録</p> <p>2 給付申請(+利用意志表示):住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示</p> <p>3 口座情報取得:情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得</p> <p>4 支給手続き:(取得した情報を元に)公金受取人口座に振込を実施</p> <p>②資格管理</p> <p>③保険税の賦課・徴収・還付</p> <p>・ 還付が発生した際、公金受取口座を利用する場合は、マイナポータルに登録された「公金受取口座」を国の情報提供ネットワークシステムを經由して確認する。</p> <p>④納税証明書の発行</p> <p>⑤保健事業</p> <p>⑥資格継続業務</p> <p>⑦高額多数該当回数情報引継業務</p> <p>⑧オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 9 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17 22 88 97 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第15条、第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	<p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 9 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3</p> <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17 22 88 97 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第15条、第49条、第53条</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①～②(略) ③保険税の賦課・徴収 ④～⑧(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課・徴収している。 ・住民からの申請に基づき、国保税情報から納税証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①～②(略) ③保険税の賦課・徴収・還付 ・還付が発生した際、公金受取口座を利用する場合は、マイナポータルに登録された「公金受取口座」を国の情報提供ネットワークシステムを経由して確認する。 ④～⑧(略)	事前	
令和7年1月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	国保標準システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和7年1月10日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表24の項、44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和7年1月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 5 9 26 27 30 33 39 42 58 62 80 87 93 120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第59条の3 第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17 22 88 97 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第15条、第49条、第53条 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p>	<p>【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」が、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が、第4欄(利用特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、38、137、141の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)</p> <p>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長又は国民健康保険組合」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(69の項)</p> <p>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長又は国民健康保険組合」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(70の項)</p> <p>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(71の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	<p>十分である</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、国保事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	
令和7年1月10日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年1月10日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	<p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 <p>また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保標準システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー	国保標準システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー、電子申請システム	事前	
令和7年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	